

行田都市計画下水道の変更（案） （行田市決定）について

令和6年12月24日（火）

行田市都市計画審議会

行田市 都市整備部 下水道課

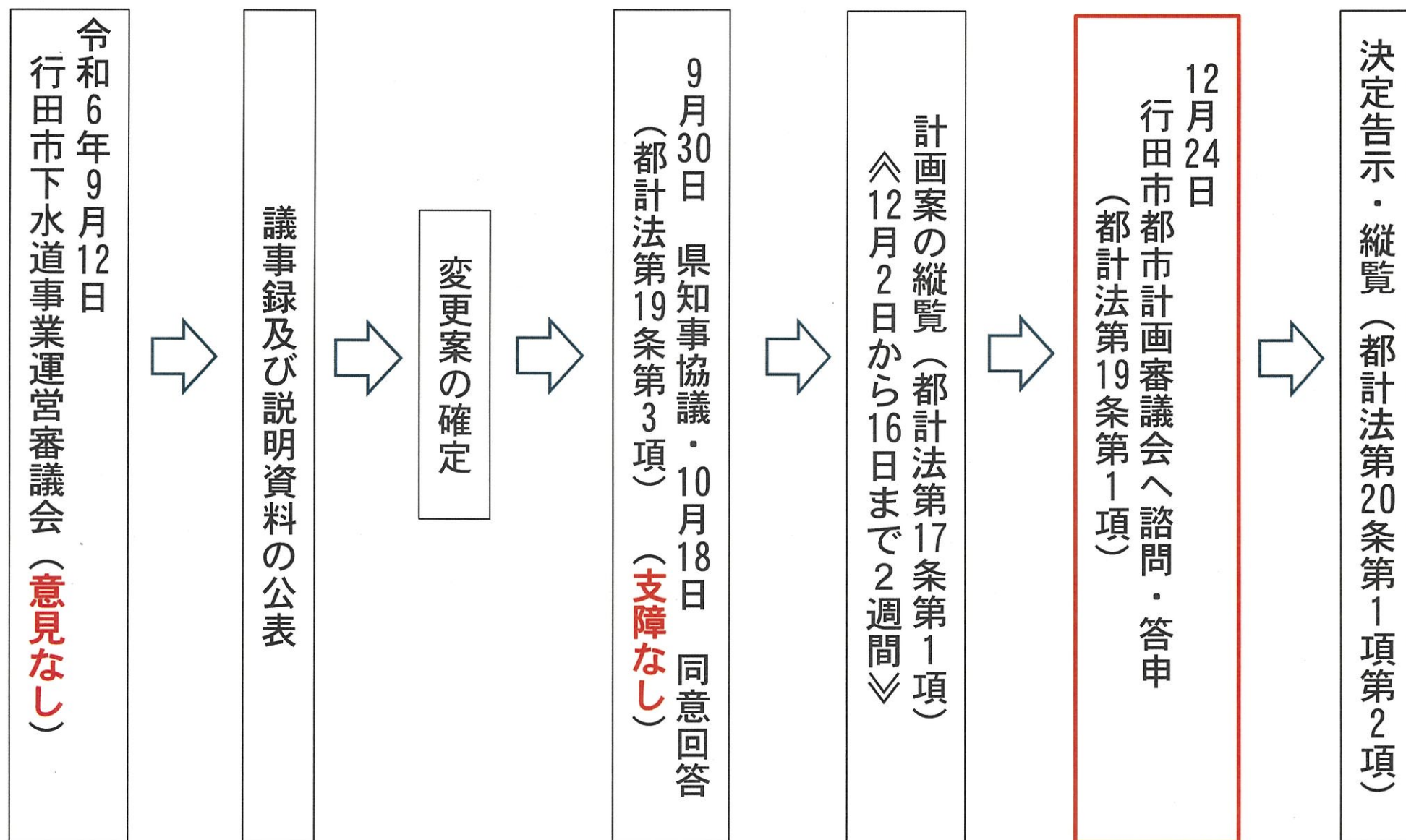
目 次

1	行田都市計画下水道の変更する理由	・ ・ ・ ・ ・	P 2
2	行田都市計画下水道の変更（案）決定までのスケジュール		P 3
3	行田公共下水道事業の変遷	・ ・ ・ ・ ・	P 4
4	行田公共下水道事業全体計画等の概要	・ ・ ・ ・ ・	P 5
5	行田市生活排水処理基本計画	・ ・ ・ ・ ・	P 6
6	行田公共下水道事業全体計画の変更	・ ・ ・ ・ ・	P 7
7	行田都市計画下水道の経緯	・ ・ ・ ・ ・	P 8
8	行田都市計画下水道の排水区域（変更前）	・ ・ ・ ・ ・	P 9
9	若小玉地区（7.8ha）の追加	・ ・ ・ ・ ・	P10
10	谷郷地区（18ha）、東台地区（44.4ha）の除外	・ ・ ・	P11
11	行田都市計画下水道の排水区域（変更後）	・ ・ ・ ・ ・	P12
12	行田都市計画下水道の排水区域（対照図）	・ ・ ・ ・ ・	P13
13	行田都市計画下水道の変更（行田市決定）	・ ・ ・ ・ ・	P14

1 行田都市計画下水道の変更する理由

- 下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであり（都計法第4条第5項、第11条第1項第3号）市街化区域については、都市施設として少なくとも下水道を定めるものとされている。（都計法第13条第1項第11号）
- 下水道の都市計画については、都市施設（処理場、管渠、ポンプ場等）の種類、名称、位置、区域を定める他、排水区域を定めるよう努めることとされている。（都計法第11条第2項、都計法施行令第6条）
- 行田公共下水道事業全体計画の見直しに伴い、市街化区域に編入された若小玉地区の工業団地を下水道の排水区域に追加し、市街化調整区域の大字谷郷・東台地区を排水区域から除外して、都市計画決定されている排水区域を 1,222.4haに変更する。

2 行田都市計画下水道の変更（案）決定までのスケジュール



3 行田公共下水道事業の変遷



昭和25年 下水道事業に着手し、単独下水道として事業を開始

昭和46年 本市を含む5市1町（熊谷市、鴻巣市、北本市、桶川市、吹上町）を処理区とした荒川左岸流域下水道第二次組合設立

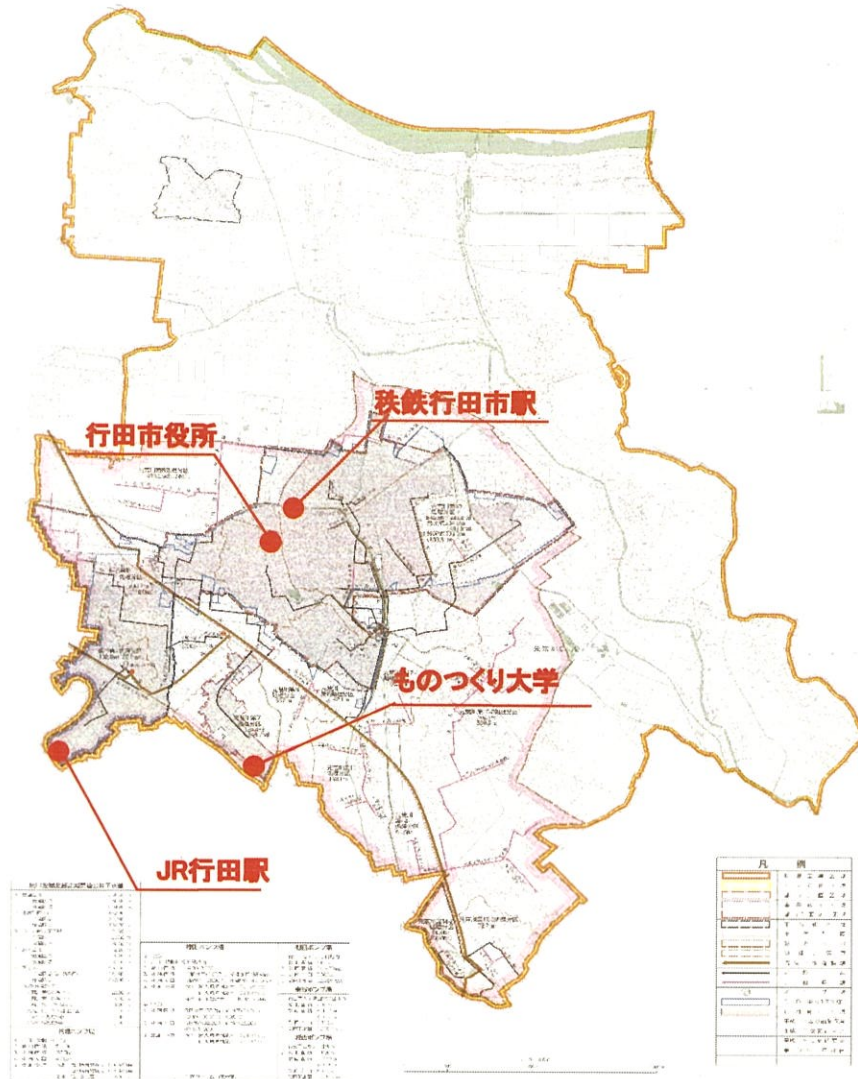
昭和49年 埼玉県荒川左岸北部流域下水道発足

昭和56年 流域下水道元荒川処理センター（現在の元荒川水循環センター）の完成に伴い行田市の下水を一部送水開始

昭和62年 行田下水道終末処理場（現在の緑町ポンプ場）を廃止し、全量を元荒川水循環センター（桶川市）へ送水開始

4 行田公共下水道事業全体計画等の概要

行田市流域関連公共下水道一般平面図(汚水)



項目		汚 水	
		全体計画	事業計画
計画目標年次		令和 6 年度	令和 6 年度
計画面積		2,855.00ha	1,126.20ha
下水道計画人口		66,500人	49,500人
計画 汚水量	日平均	31,800m ³ ／日	25,160m ³ ／日
	日最大	37,700m ³ ／日	29,610m ³ ／日
	時間最大	57,600m ³ ／日	46,580m ³ ／日
ポンプ場		6ヶ所(7施設)	5ヶ所(6施設)

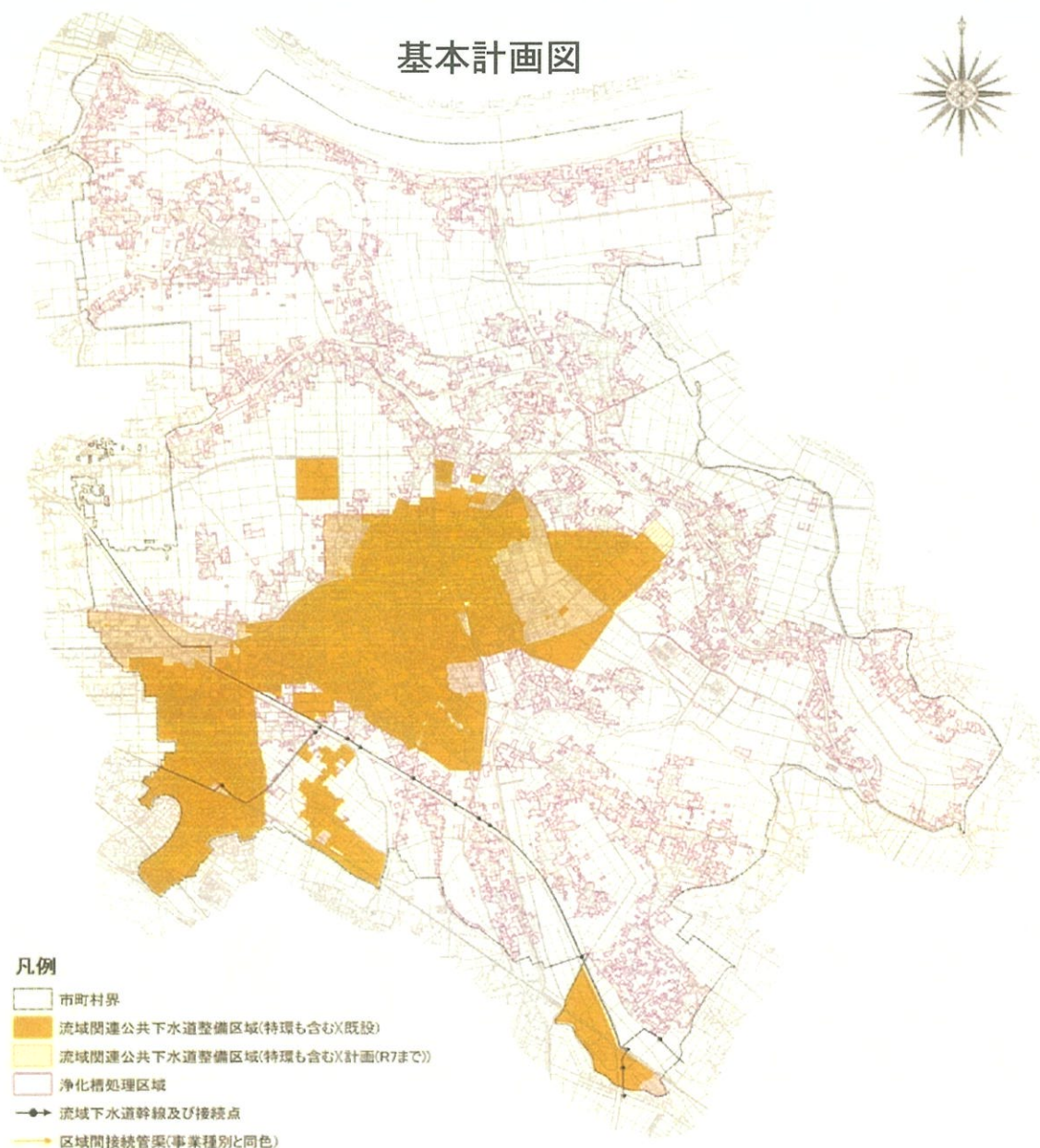
出典：荒川左岸北部流域関連行田公共下水道事業計画（変更）協議申出書

荒川左岸北部流域関連行田公共下水道事業全体計画説明書

※分流区域内の雨水計画は、雨水排除の機能を高めるため排水機場等の整備を道路治水課が行っております。

5 行田市生活排水処理基本計画

基本計画図



生活排水処理基本計画は、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次（令和7年度）における市内全域の生活排水を効率的かつ効果的にどのような方法で、どの程度処理していくかなどを定める計画です。

目 標

生活排水処理においては、公共下水道での処理を主体とし、当分の間下水道の整備が見込めない地域については合併浄化槽で処理することで、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目標とします。

下水道の全体計画と基本計画の関係

全体計画は、基本計画と整合を図る必要があります。

（参考）

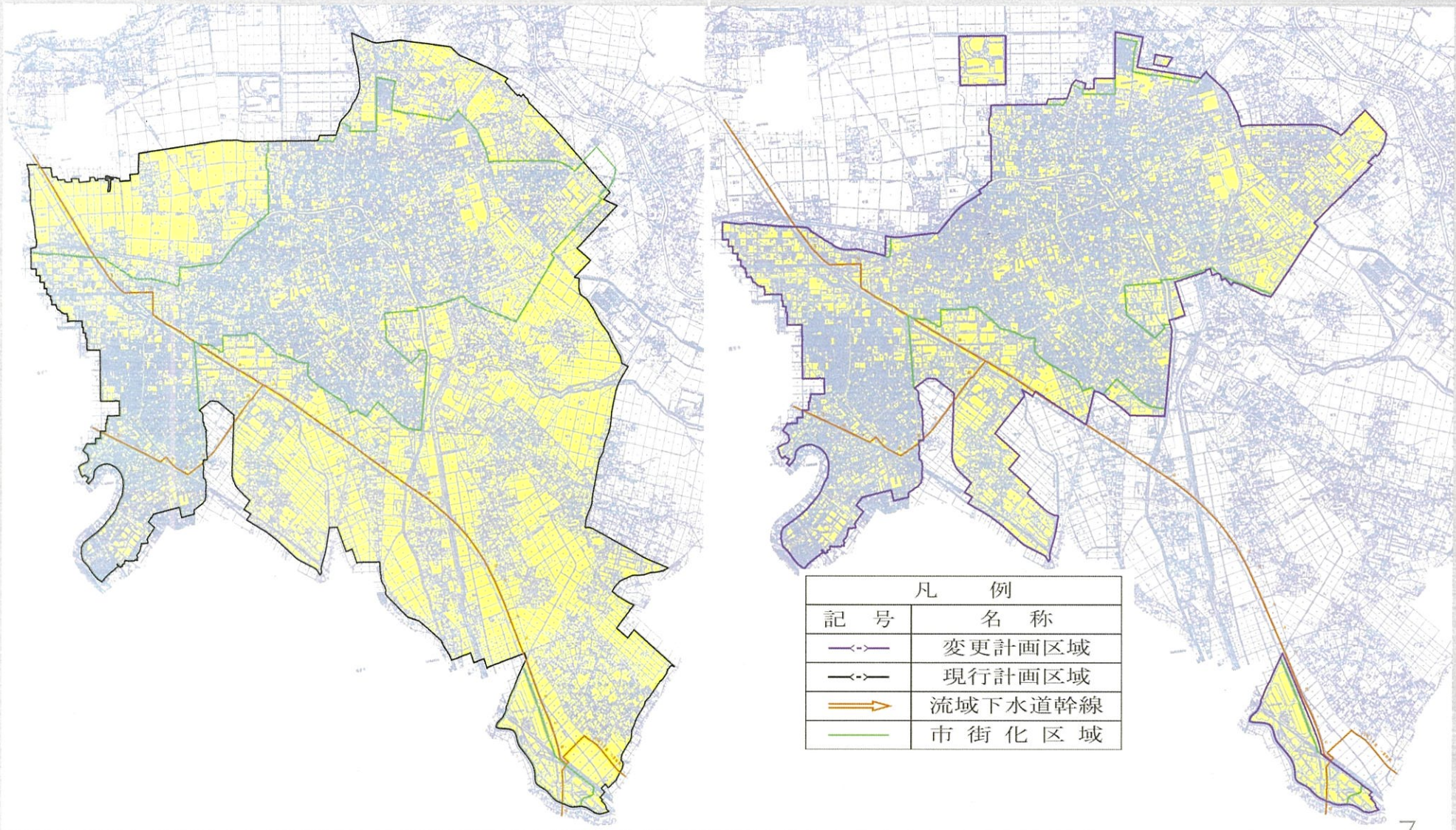
パブリックコメントの実施

令和2年1月14日から2月14日まで、基本計画（案）について意見を募集したが、意見書の提出なし

6 行田公共下水道事業全体計画の変更

現行計画 (2,855.0ha)

変更計画 (1,348.2ha)



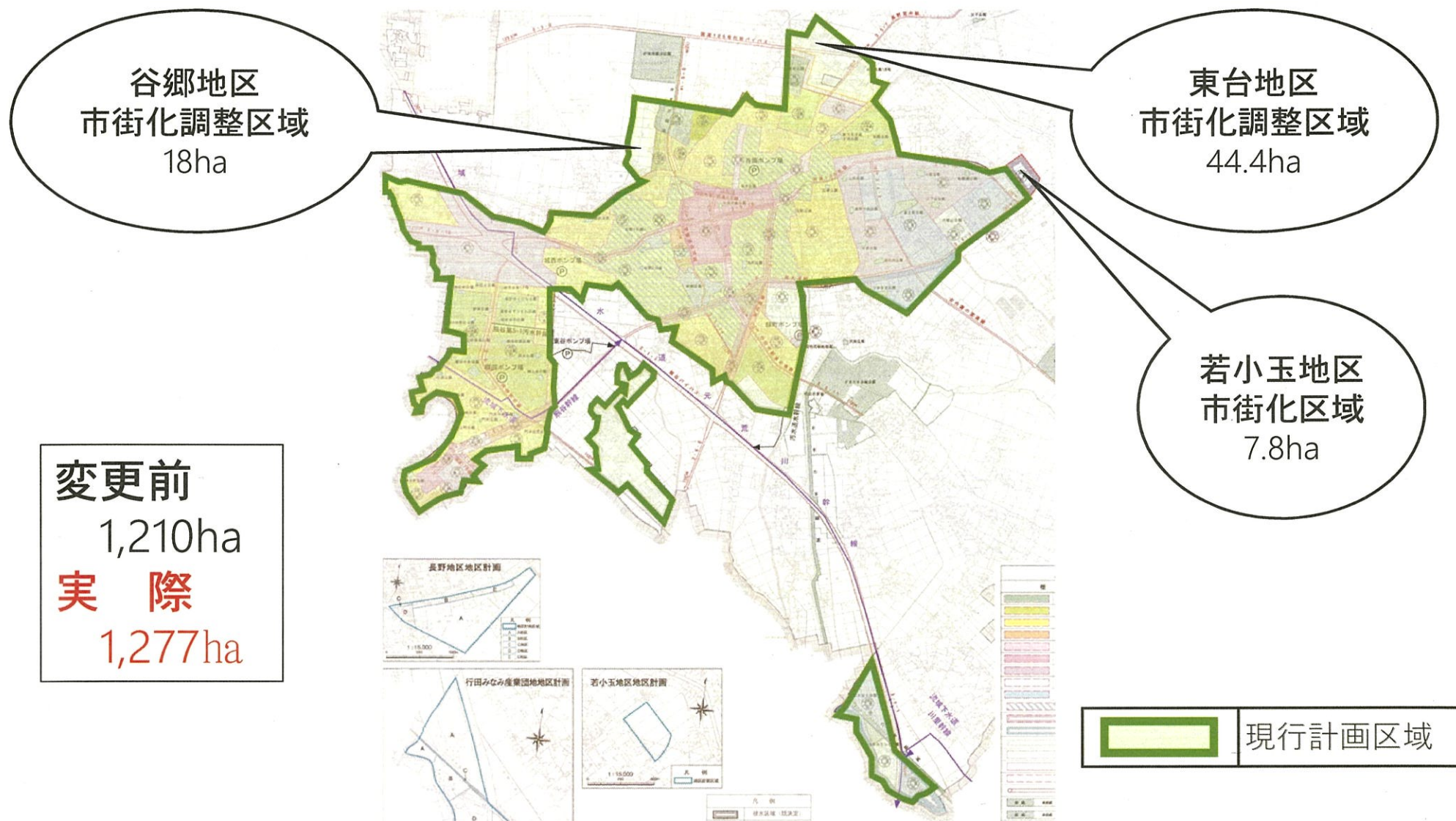
7 行田都市計画下水道の経緯

(都市計画決定日)

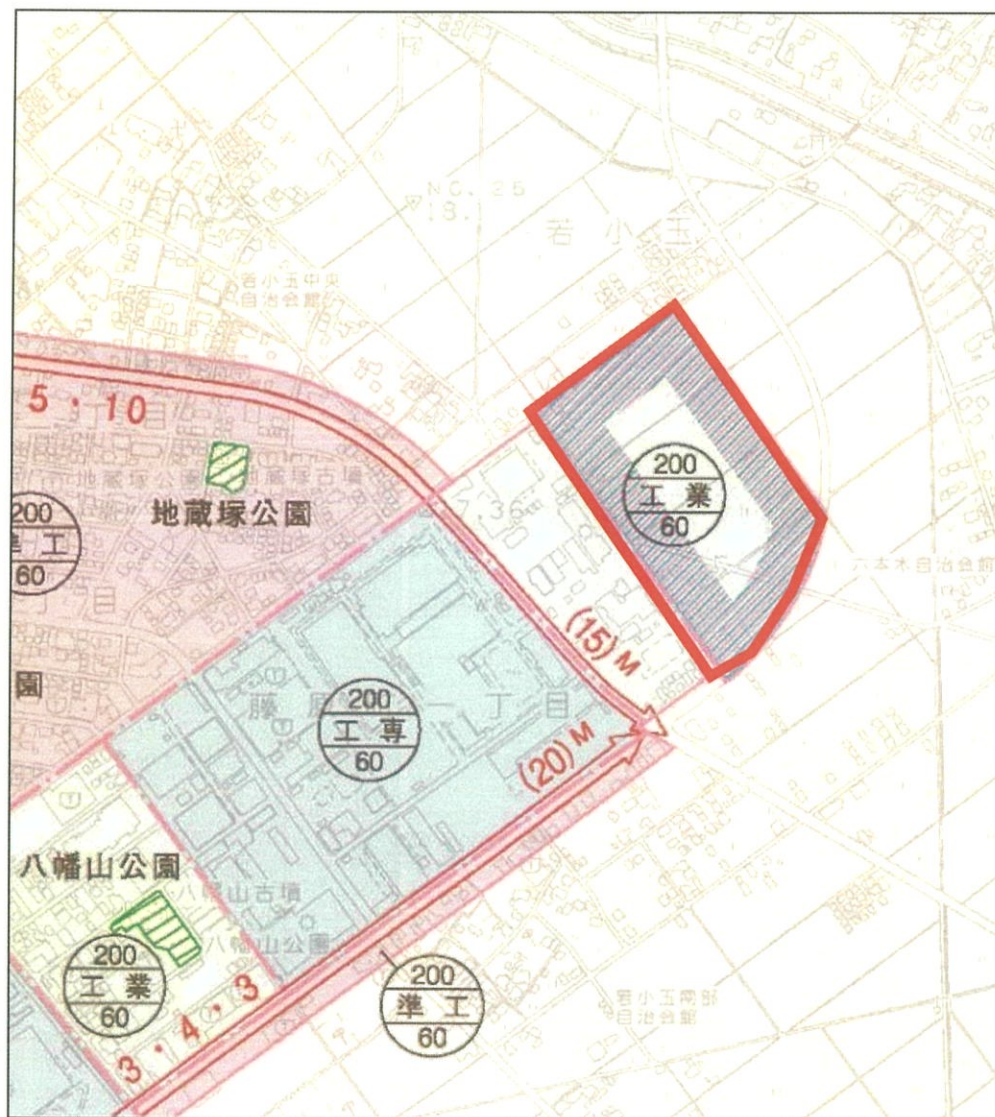
- 昭和25年 7月10日 都市計画面積 58ha “合流式下水道”で当初決定
- 昭和31年12月22日 都市計画面積105haへ変更 (向地区)
- 昭和35年11月 4日 都市計画面積206haへ変更 (忍地区)
- 昭和46年11月12日 都市計画面積491haへ変更 (谷郷、長野、佐間地区)
- 昭和58年12月22日 “分流式下水道”を追加 (太井・持田地区等)
汚水：都市計画面積1,006haへ変更
雨水：都市計画面積500haへ変更
- 平成10年 1月14日 汚水：1,151haへ変更、雨水：645haへ変更
(みなみ産業団地、長野工業団地、藤原町地区)
- 平成11年 3月12日 汚水：1,210haへ変更、雨水：1,210haへ変更
(前谷地区)

(実際の面積：汚水：1,277ha、雨水：1,277ha)

8 行田都市計画下水道の排水区域（変更前）



9 若小玉地区（7.8ha）の追加



令和元年11月 8日（県告示第644号）

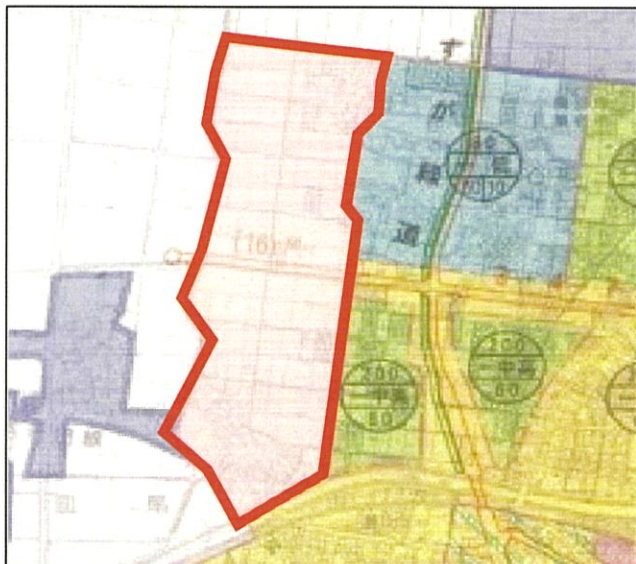
市街化区域へ編入

令和元年11月 8日（行田市告示第157号）

用途地域の変更（工業地域）

10谷郷地区（18ha）、東台地区（44.4ha）の除外

谷郷地区



昭和45年 8月25日（県告示第1001号）

当初線引きにより市街化区域となる

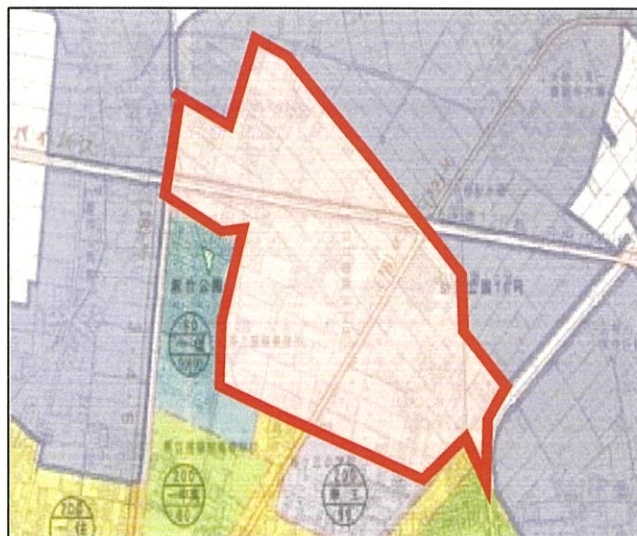
昭和60年11月15日＜昭和60年 線引きの見直し＞

（県告示第1783号）

暫定逆線引きによる**暫定市街化調整区域**へ編入

平成15年 暫定逆線引き制度の廃止

東台地区



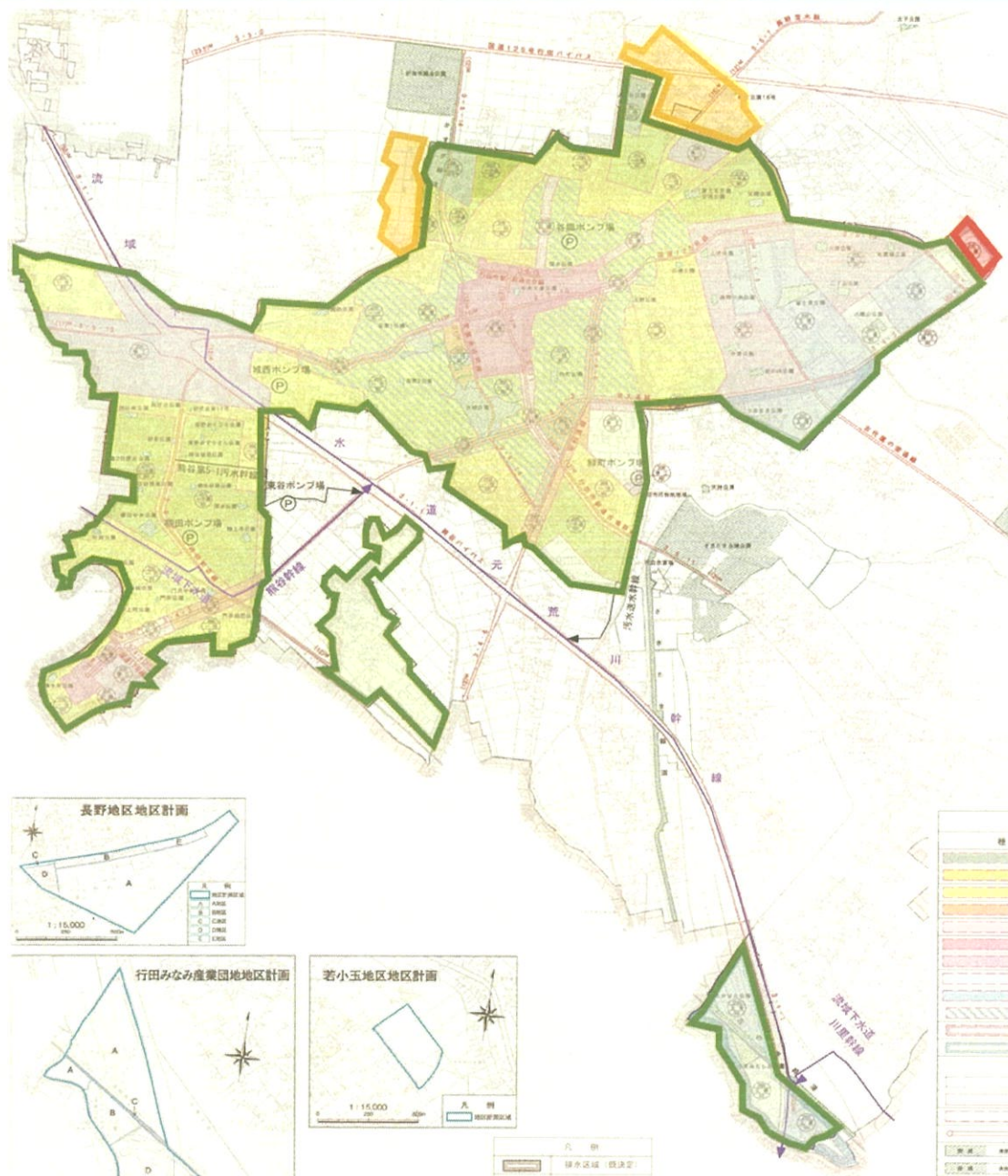
平成21年1月27日（県告示第124号）

地権者の合意形成を踏まえ

用途地域の廃止（無指定）

11行田都市計画下水道の排水区域（変更後）

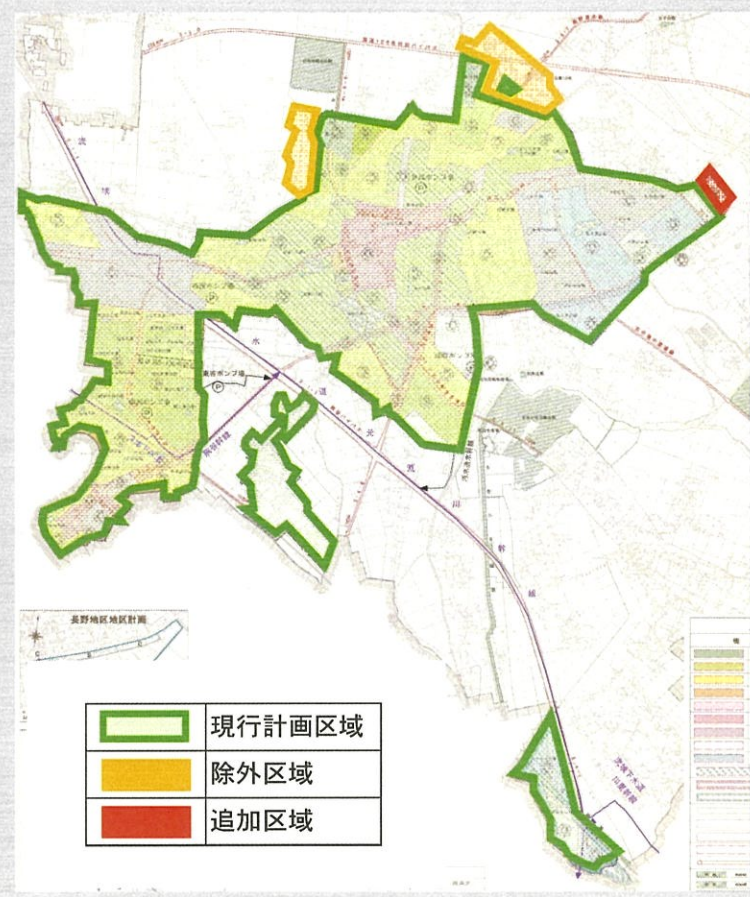
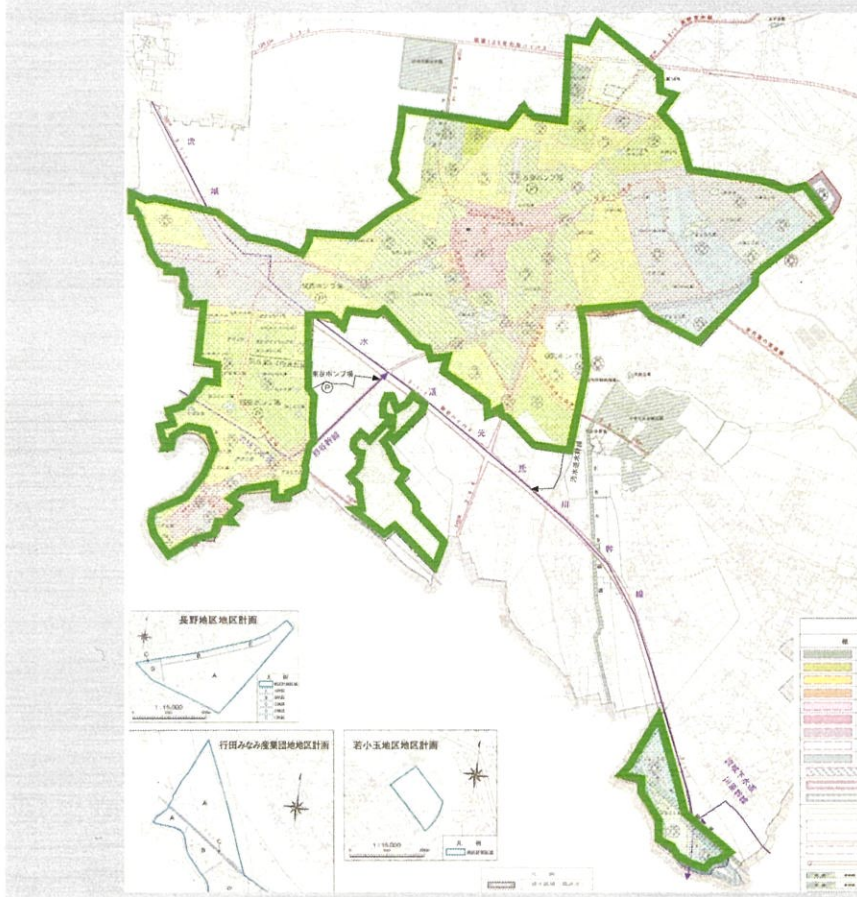
変更後
1,222.4ha



12行田都市計画下水道の排水区域（対照図）

変更前（1,210.0ha）

変更後（1,222.4ha）



13行田都市計画下水道の変更（行田市決定）

行田都市計画下水道の変更（行田市決定）

都市計画行田公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称 行田公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）汚水面積 約 1,222ha（うち、合流区域 505ha）

雨水面積 約 1,210ha（うち、合流区域 505ha）

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
汚水送水幹線	行田市大字下忍字東谷	行田市緑町	
熊谷第 5-1 汚水幹線	行田市大字持田字東谷	行田市持田三丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
緑町ポンプ場	行田市緑町 14 番 30 号地内	約 9,280 m ²
谷郷ポンプ場	行田市栄町 144 番地地内	約 5,410 m ²
棚田ポンプ場	行田市棚田町二丁目地内	約 510 m ²
東谷ポンプ場	行田市大字持田字東谷地内	約 2,080 m ²
城西ポンプ場	行田市城西五丁目地内	約 820 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市の公共下水道事業は、昭和 25 年度に都市計画を定め、現在まで数次にわたる事業区域の拡大をし、地域住民の生活環境の改善と河川等の公共用水域の水質保全等に寄与してきた。

今回、市街化区域の編入に伴い、汚水面積について排水区域約 1,222ha に変更を行うものである。

